

2023年度の方針（Lアラート基本要綱、サービス利用規約等について）

資料34-3-1



運営維持負担金については、関係各所との調整不足であることから、一旦議論を凍結させていただきます。

2023年度は、無料を継続する方針です。

（国民保護情報及び気象情報の負担金を含む）

上記に伴い、Lアラート基本要綱、サービス利用規約（以下、要綱・規約とする）、トライアル、及び新規加入受付については、以下の対応としたい。（早急に決定する）

（１）現行の要綱・規約を継続します。

今回、運営維持負担金に関する規約の変更は行わないので、利用者が新たな契約を結ぶ必要はありません。 → **現行の契約（応諾書）を継続します。**

（２）なお、消防庁に関わる規約への変更・追加に対しては継続検討します。

（３）**現行のトライアルについては継続とします。また、トライアルの新規受付を再開します。**

（４）新規加入を10/1より原則停止していますが、（HP公示）この受付を再開します。

「Ｌアラート基本要綱及びＬアラートサービス利用規約の改定について」

（運営諮問委員会用）

2022.10.25

FMMC PJ 企画部

Ｌアラート基本要綱及びＬアラートサービス利用規約の改定は、凍結とした負担金関連以外については、継続検討する。（注記：黄色のマーカー部分は負担金関連を示している。）

1. 要旨

- (1) 2019年以降、全国の自治体から災害等公共情報が発信されるようになり、災害等公共情報の有用性が一層高まっていることを踏まえ、今後は地域住民への伝達にとどまらず、様々な主体・方法により災害等公共情報を活用できるよう、災害等公共情報を提供する範囲を広げていくこととする。

→Ｌアラート基本要綱 第1章総則＞第2条 災害等公共情報共有基盤の目的に追記

- (2) 上記を踏まえ、Ｌアラートの利用者種別を再定義、及び新設（Ｌアラートからの情報連携先を情報伝達者以外にも拡大する。（別紙 Ｌアラート利用者等サービス提供図解（案）参照）

- (2)-1 情報発信者として、地方自治体（都道府県及び基礎自治体）を明確に定義する。

（現在は想定すると記載）

- (2)-2 特別利用者と協力事業者の定義に「本サービスの普及や維持の観点」を追加し、特別利用者に一般企業を追加できるようにし、また協力事業者が、特別利用者にも情報提供できるようにする。（現在は情報伝達者にしか提供できない）

- (2)-3 新たな活用者のトライアル対象者（内部利用：地域住民への情報伝達を目的としな

い）、を情報活用者として新たな利用者として定義する。

また新たな活用者のトライアル対象者（外部利用：情報伝達者以外への情報提供）を情報提供者として新たな利用者として定義する。

→Ｌアラート基本要綱 第3章 Ｌアラートの利用の変更、及び新条項を追加

→Ｌアラートサービス利用規約の変更

なお、消防庁については、都道府県及び市町村からの災害情報をＬアラートに仲介する、**情報仲介者**という位置づけになります。

（都道府県も市町村からの災害情報をＬアラートに仲介するので、情報仲介者の一面がある）

→ Ｌアラート基本要綱で、新たに情報仲介者という概念を利用者種別として定義することについては、ご意見をいただきたいと思います。

※利用者種別の概念とシステム登録用の利用者種別には相違があります。（運用対応）

- ・消防庁は、情報発信者としてシステム登録する。
 - ・情報活用者は、特別利用者としてシステム登録する。
 - ・情報提供者は、協力事業者としてシステム登録する。
- （既に協力事業者として登録している場合は、特設の ID を追加して登録する。）

（３）Ｌアラートの運営維持の為、現在原則無料のサービスを、情報発信者による利用を除いて**原則有料**のサービスとする。

（運営維持負担金を情報発信者以外のＬアラート利用者等に求める。）

※Ｌアラートには（利用者全体で支える）という考え方が基本にあるが、今回の費用負担が（利用者全体で支えることと）矛盾しないか、あるいはどのような場合に負担を求めるのかを明確にすべきであるとのご意見をいただいております、その内容について、現在調整中である。

情報発信者からの情報は、オープンデータであり、その情報利用について利用料を求めるものではなく、Ｌアラートサービスの運営維持の為、その費用をご負担いただく。

→Ｌアラート基本要綱 第３章 Ｌアラートの利用＞ 第１１条 サービス利用者等の営利的活動の記載変更

→Ｌアラートサービス利用規約の変更

これに合わせ、現在のＬアラートサービス内容を変更する。

（３）-１ 基本メニュー、付加メニュー、支援メニュー、及びサービス提供ツールに再分類

- ・基本メニュー：情報発信者からの情報提供
- ・付加メニュー：FMMC からの情報提供（Ｊアラート、気象業務支援センター）
- ・支援メニュー：協力事業者／**情報提供者**への本番・試験支援

(※情報提供者が、過去に説明した再配信事業者に該当する)

・サービス提供ツール: FMMC 提供のツール(Lアラートビューワ、コモンズエディタ2)

(3)-2 費用負担に応じた利用者の集合体の定義を追加

・Lアラート発信者: 情報発信者

・Lアラート受信者: 情報伝達者、特別利用者、**情報活用者**

・Lアラート連携者: 協力事業者、**情報提供者**

・**Lアラート利用者**: Lアラート発信者、Lアラート受信者、Lアラート連携者 の全て

※現在はサービス利用者(情報発信者と情報伝達者)、サービス利用者等(サービス利用者、特別利用者、及び協力事業者の総称)がある。

→Lアラート基本要綱 第3章 Lアラートの利用の変更、及び新条項を追加

→Lアラートサービス利用規約の変更

- (4) 全国の自治体からの災害情報が消防庁の「被害情報収集ハブ」からLアラートに連携されることに合わせ、Lアラートの運用(障害対応、問い合わせ窓口等)を変更する。

また、XML 仕様は、消防庁・FMMC の双方が相互に調整のうえ修正可能なものとし、一方が行った修正が他方にも反映されるように運用を明確化する。

→Lアラートサービス利用規約の変更

- (5) 現時点で NTT データが企画している新サービスについては明示いただいていない為、そのサービスの相談が来た時点で内容を確認し、Lアラート基本要綱やLアラートサービス利用規約および細則、または負担金の在り方に影響がある場合は、作業部会や諮問委員会に諮っていくこととします。

- (6) 今回の改定に合わせて、以下の点を合わせて変更する。

(5)-1 ノード定義の廃止と名称変更(ノード定義自体がわかりにくい為)

- ・全国ノード → 本番環境
- ・テストノード → 試験環境
- ・利用者設置ノード → 利用者環境 削除

→Lアラート基本要綱

→Lアラートサービス利用規約および細則

(5)-2 別紙と細則の一本化

- ・別紙と細則で二重に記載がある部分を細則に一本化する。

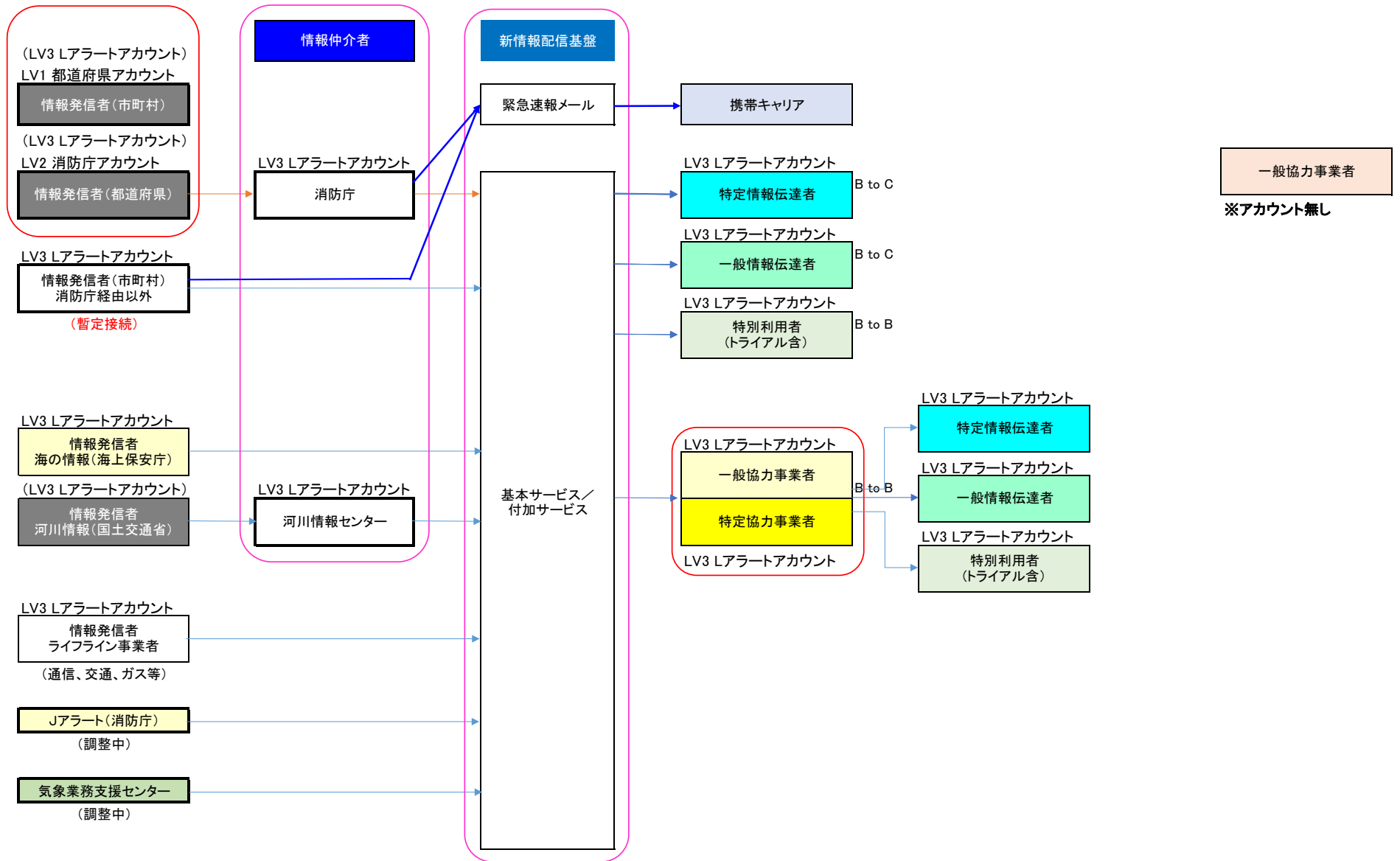
→Lアラートサービス利用規約および細則

2. 改正対象:Lアラート基本要綱(版数は改定後の値で仮設定)
 - ・CMNS-A00-001_Lアラートサービス基本要綱_第 3.0 版
3. 改正対象:Lアラートサービス利用規約および細則(版数は改定後の値で仮設定)
 - ・CMNS-A20-002_Lアラートサービス利用規約_第 2.0 版
 - ・CMNS-A20-004_Lアラートソフトウェアの利用に関する細則_第 1.6 版
 - ・CMNS-A20-007_システムの機能追加・改廃に関する細則_第 1.5 版
 - ・CMNS-A20-008_連携システムの接続に関する細則_第 1.6 版
 - ・CMNS-A20-010_Lアラート取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則_第 2.0 版
 - ・CMNS-A20-013_Lアラート サービス利用者等における運営維持負担金に関する細則

※CMNS-A20-013 は、新規細則

以上

<Lアラート利用者等サービス提供図解(案)>



Lアラート「新たな活用」について (トライアル団体へのヒアリング実施 と今後の展開)

一般財団法人 マルチメディア振興センター
Foundation for MultiMedia Communications

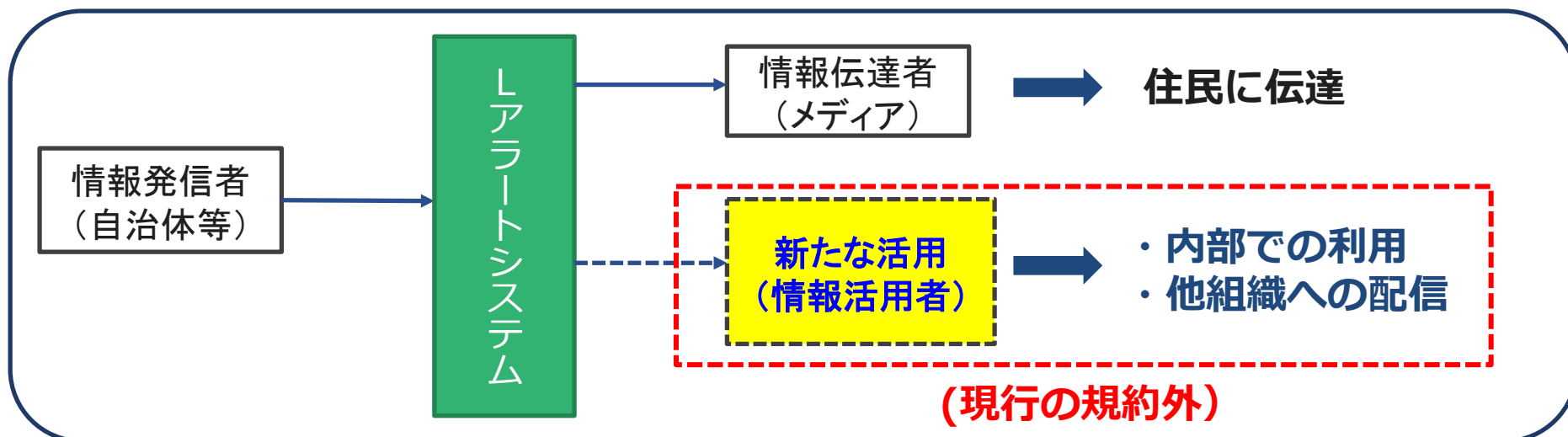
2021年3月18日 プロジェクト企画部

■ 1 トライアル団体へのヒアリングの目的

- Lアラート「新たな活用」のトライアル目的である、「**新たな活用**」の課題の整理と、その解決の為にトライアル団体に対してヒアリングを実施した。

（参考資料）

- Lアラートの新たな活用に関するトライアル実施要領
- 別紙「Lアラートの新たな活用に関する審査基準」



トライアルヒアリング（2/6）

■ 1.1 トライアル団体、活用概要、ヒアリング実施日(1)

※実施日順
ヒアリング
実施日

NO.	トライアル団体	新たな活用の概要	※実施日順 ヒアリング 実施日
1	東日本旅客鉄道株式会社	洪水や土砂災害、高潮などの災害が発生するおそれがある場合に、Lアラートから取得した防災情報（避難勧告等）を基に、当社の災害本部において 鉄道をご利用されるお客さまや当社社員 の避難等を判断する。 →内部利用	2月2日
2	SOMP Oリスクマネジメント株式会社	保険契約者 である企業や自治体等に防災減災のための情報提供を行う。 →外部利用	2月2日
3	株式会社 構造計画研究所	物品（資材、製品）の管理者 向けの減災のための情報提供をする。 →外部利用	2月4日

トライアルヒアリング（3/6）

■ 1.1 トライアル団体、活用概要、ヒアリング実施日(2)

※実施日順

NO.	トライアル団体	新たな活用の概要	ヒアリング 実施日
4	ゲヒルン株式会社	「新たな活用者」トライアルとしてLアラート事業に協力するとともに、 民間企業等 での防災情報の活用を推進するため。 →外部利用	2月10日
5	日本郵便株式会社 関東支社	自治体からの避難情報をオンタイムで郵便局の業務用携帯に通知することにより お客様及び社員（郵便局） の安全を確保する。 →内部利用	2月12日

■ 1.2 「新たな活用」の課題とヒアリング項目の対比

■ 「新たな活用」の課題（Lアラート運営諮問委員会資料より抜粋）

- ① 情報活用者からの迅速性・正確性等に関する
（対自治体・事務局への）問合せの程度・内容
- ② 情報活用者が利用する際の利用条件のあり方
（今後の費用負担を見据えた元データの流用防止等）
- ③ 情報活用者から他組織への配信の管理のあり方
（今後の費用負担を見据えた配信先の管理方法）
- ④ 今後の費用負担に向けた情報活用者の負担金の金額の相場観

■ 「新たな活用」のヒアリング項目

- A) Lアラート活用状況
- B) 問い合わせ状況 （「新たな活用」の課題 ①）
- C) 情報提供内容の開示 （「新たな活用」の課題 ②）
- D) 情報提供先の開示（外部利用） （「新たな活用」の課題 ③）
- E) 費用の相場観 （「新たな活用」の課題 ④）
- F) トライアルの継続
- G) その他（質疑応答）

■1.3 ヒアリングのまとめ(1)

NO.	ヒアリング結果	
A	Lアラート活用状況	・システム連携1社：クラウドサービスを活用したシステム連携により法人向け配信を試行実施中 ・システム開発中1社：自社開発（2021年度） ・メール連携1社：PC受信後、管内全郵便局送信 ・Lアラートビューワ利用1社（11支社で利用） ・システム検討中1社 ※Lアラート利用開始のトリガーは気象情報が多い。 ※内部利用で子会社等への利用事例は無かった。
B	問い合わせ状況	台風の上陸がほとんど無かった為、情報提供先からの問い合わせは皆無であった。
C	情報提供内容の開示	Lアラートサービス利用規約で開示が規定されればそれに従う。また日本郵政とJR東日本からは開示に問題ないとの回答があった。

■1.3 ヒアリングのまとめ(2)

NO.	ヒアリング結果	
D	情報提供先の開示（外部利用）	プレスリリースしている内容であれば問題ない。また日本郵政とＪＲ東日本からは開示に問題ないとの回答があった。
E	費用の相場観	妥当との意見が３社、高めが２社。Ｌアラートの情報内容で個別に費用設定希望が１社。（重複回答）
F	トライアルの継続	継続希望４社、検討中１社
G	その他（質疑応答）	・ 人事異動等でＬアラートビューワの利用を引き継ぎたいが、避難情報が表示されない → 期間指定での検索ができる旨回答 ・ システム化でコストも発生しており「新たな活用」を終了することは避けていただきたい。 → 将来、Ｌアラートサービス利用規約への反映をしていく。それまではトライアルを継続する。 ・ Ｌアラート内での情報を選別し、情報提供の仕方に工夫をしていきたい。（保険契約） ・ 電車の運行状況の希望が多い。

■2 「新たな活用」の今後の展開

■ ヒアリングによって得たトライアルの状況把握

- ・「新たな活用」の実際の利用方法や活用状況が理解できた。
- ・「新たな活用」は今後も需要が見込まれると思うがサンプルが少ない。
（例えば問い合わせの事例が無い為、災害時の予測がつかない）
- ・「新たな活用」の費用負担については高いとの意見もあるが、逆にこの程度の負担ができる企業でないと維持できないのではないかとこの意見もあった。（安易な活用者の増加は将来支障がでる）
- ・情報活用者からの外部配信によりLアラートサービス利用規約外の為お断りしていた企業等をカバーできるメリットがあり、Lアラートの裾野を広げる可能性がある。

■ 「新たな活用」の今後の展開について

- ・Lアラートサービス利用規約への反映を継続検討する。
- ・トライアルを継続する。
またサンプル団体の増加（10社程度まで）を検討する。